

## 令和3年度労働保険 年度更新の申告・納付のお知らせ

- 昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け労働保険年度更新の申告・納付期限を延長しましたが、令和3年度の労働保険年度更新にかかる申告・納付期間は、例年どおりの6月1日から7月10日までとなります。  
申告の際は、年度更新申告書受理相談会をご利用ください。
- 労災保険率及び雇用保険率は令和2年度と同率となります。
- 申告書等の事業主証明欄の代表印の押印が不要となりました。
- 労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。  
申請手続きを一度行えば、翌年度以降も継続して口座振替により納付ができ、納付期限も延長されます。

### 参考

#### 『納付日』

納期	第1期	第2期	第3期
□座振替利用無の場合	7月12日	11月1日	1月31日
□座振替納付日	9月6日	11月15日	2月14日

(問い合わせ先)

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室

〒310-8511 水戸市宮町1丁目8番31号

TEL029-224-6213

(HP) <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

または、各労働基準監督署・各公共職業安定所